

前橋市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年7月5日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

内 監  
令和3年7月5日

前 橋 市 長 山 本 龍 様  
前 橋 市 議 会 議 長 横 山 勝 彦 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

## 公の施設の指定管理者監査結果報告書

### 1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

### 2 監査対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

公益財団法人前橋市まちづくり公社（所管課：にぎわい商業課、道路管理課）  
前橋市農業協同組合（所管課：農政課）

### 3 監査期間

令和3年5月10日から同年7月5日まで

### 4 監査対象

令和2年度における公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和3年度も対象としました。

### 5 監査方法

公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。
- ・協定に基づく個人情報の保護を遵守しているか。

（所管課関係）

- ・指定管理者の指定手続は、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

## 6 監査結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び各市所管課に対して改善等を指導しました。

### (1) 公の施設の指定管理者：公益財団法人前橋市まちづくり公社

(指摘事項1件、要望事項1件)

#### ア 施設の管理状況について（指摘事項）

##### (ア) 施設の修繕について

城東町立体駐車場において、3階車路に設置された建物外への転落防止柵の破損箇所をロープで応急処置していたが、設置したロープだけでは容易に破損箇所から出入りできるなど、転落防止措置が不十分な状態であった。

公の施設の管理に関する基本協定書第5条第1項、第7条第1項第2号及び第12条並びに指定管理業務仕様書の規定にのっとり、安心して利用できる施設管理を行なうため、必要な修繕を適正に実施するよう改善されたい。

##### (イ) 駐車場管理建築物について

駒形駅南口第一駐車場において、駐車場管理建築物（鉄製、高さ約2m、延べ面積約1㎡）が設置されているが、構造上の安全が保たれているとは言い難い状況であった。

公の施設の管理に関する協定書第3条第2項、第6条及び第7条、指定管理業務仕様書の規定にのっとり、建築物の撤去を含め市所管課と協議を行い、早急に改善の措置を講じられたい。

##### (ウ) 駐輪場施設の管理について

新前橋駅東口自転車駐車場において、地下に設置している駐輪場からの排煙用の窓6か所のうち、5か所が開閉不能だった。

市所管課と協議を行い、建築基準法第35条に適合するよう速やかに修繕を行われたい。また、公の施設の管理に関する協定書第3条第2項及び第6条の規定にのっとり、適正な管理を行うよう改善されたい。

#### イ 施設の効果的な活用について（要望事項）

5番街立体駐車場において、屋上が混雑時のみ利用され、通常時は使われていない状況が見受けられるなど、施設の効用を最大限に発揮されているとは言い難い状況であった。

他方、千代田町二丁目立体駐車場においては、定期団体貸付による施設の効果的な活用が行われており、5番街立体駐車場等においても、施設の効果的な活用は可能であるものとする。

公の施設の管理に関する協定書では、指定管理者は施設の効用を最大限に発揮することができるよう施設の管理を行うこととされていることから、指定管理者においては管理を行う施設の効用を最大限に発揮できるよう、市所管課等と一層連携を

図り、施設の効果的な活用について検討されたい。

(2) にぎわい商業課（要望事項 1 件）

ア 施設の効果的な活用について（要望事項）

令和 2 年度の立体駐車場については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用台数及び利用料金は大幅な減少となっている。施設の所管課だけの努力のみでこうした状況を改善することは難しいが、少しずつでも施設の稼働率を向上させる取り組みは必要であると考え。

5 番街立体駐車場において、屋上が混雑時のみ利用され、通常時は使われていない状況が見受けられるなど、施設の効用を最大限に発揮されているとは言い難い状況であった。

他方、千代田町二丁目立体駐車場においては、定期団体貸付による施設の効果的な活用が行われており、5 番街立体駐車場等においても、施設の効果的な活用は可能であるものと考え。

公の施設の管理に関する協定書では、指定管理施設の所管課と指定管理者は施設の効用を最大限に発揮するよう相互に協調するとされていることから、所管課においては施設の効用を最大限に発揮できるよう、指定管理者や関係課等と一層連携を図り、施設の効果的な活用について検討されたい。

(3) 道路管理課（指摘事項 1 件、要望事項 1 件）

ア 施設の管理状況について（指摘事項）

(ア) 前橋大島駅南口駐車場の管理状況について

前橋大島駅南口駐車場において、自走困難な状態の軽自動車 1 台が駐車している。当該車両は、平成 24 年 7 月に駐車場に入庫していることを指定管理者が確認しており、指定管理者及び所管課は、車両の移動等に向けた働きかけをしていたが、現在まで駐車している。同一車両による長期間の占有は、市営駐車場条例第 11 条で禁止する、他の自動車の駐車を妨げること及びその他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすることに該当するため、料金精算や車両移動を求める手続を速やかに行われたい。

また、当該市営駐車場の管理に関して、同条例で 1 日駐車又は時間駐車に係る利用期間制限の規定がないことから、長期利用発生時の事務処理の規定の整備など、駐車場の適切な利用に向けた管理方法を定めるよう改善されたい。

(イ) 駐輪場施設の管理について

新前橋駅東口自転車駐車場において、地下に設置している駐輪場からの排煙用の窓 6 か所のうち、5 か所が開閉不能だった。

指定管理者と協議を行い、建築基準法第 35 条に適合するよう速やかに修繕を行われたい。また、公の施設の管理に関する協定書第 3 条第 2 項及び第 6 条の規定にのっとり、適正な管理を行うよう改善されたい。

イ 施設の効果的な活用について（要望事項）

令和 2 年度の駅前駐車場、自転車等駐車場については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用台数及び利用料金は大幅な減少となっている。施設の所管課だけの努力のみでこうした状況を改善することは難しいが、少しずつでも施設の稼働率を向上させる取り組みは必要であると考え。

これまでも駐車枠を増やすなど指定管理者と協議しながら収入確保に取り組んでいるものと認識しているが、公の施設の管理に関する協定書では、指定管理者は施設の効用を最大限に発揮するよう施設の管理を行うこととされていることから、指定管理者や関係課等と一層連携を図り、施設の効果的な活用について検討されたい。

(4) 公の施設の指定管理者：前橋市農業協同組合（指摘事項 3 件）

ア 月報の提出について（指摘事項）

富士見農産物加工施設において、月報の提出書類の一つである施設利用内訳書の記載数値を誤り、市所管課が再三の差替えの提出依頼をしたにもかかわらず、提出されていない状況であった。

公の施設の管理に関する協定書第 19 条、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 使用料の徴収について（指摘事項）

富士見農産物加工施設の使用料の徴収において、消費税改正前の旧使用料を徴収しているものが複数あった。

使用料の徴収においては、チェック体制を強化するなど、農産物加工施設の設置及び管理に関する条例第 6 条、公の施設の管理に関する協定書第 4 条、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

ウ 収支計画書等について（指摘事項）

富士見農産物加工施設の年度計画書の一つである令和 2 年度及び令和 3 年度の収支計画書において、前年度からの繰越金が収入予算に計上されていなかった。また、事業報告書である令和 2 年度の収支決算書においても、繰越金が収入予算に計上されないまま、当初の収支計画で予定していない事業などを実施していたため、決算額が予算額を大幅に上回っていたが、公の施設の管理に関する協定書第 18 条第 2 項に規定する年度計画書の変更の協議を行っていなかった。更に、令和元年度からの繰越金の一部を原資とする令和 2 年度に予定していた施設の床等の修繕を実施していなかった。

収支計画書は、前年度からの繰越金を適切に計上するほか、費用についても実施する事業を十分に精査し作成されたい。また、決算額が予算額を大幅に上回るような計画変更が見込まれる場合は、市所管課と変更協議を行い、適正な収支計画書となるよう見直すなど、公の施設の管理に関する協定書、指定管理業務仕様書にのっとり適正な収支計画書の作成と予算執行に努められたい。

(5) 農政課（指摘事項 1 件、要望事項 1 件）

ア 収支計画書等について（指摘事項）

富士見農産物加工施設の年度計画書の一つである令和 2 年度及び令和 3 年度の収支計画書において、前年度からの繰越金が収入予算に計上されていなかった。また、事業報告書である令和 2 年度の収支決算書においても、繰越金が収入予算に計上されないまま、当初の収支計画で予定していない事業を行っていたため、決算額が予算額を大幅に上回っていたが、公の施設の管理に関する協定書第 18 条第 2 項に規定する変更の協議を行っていなかった。更に、令和元年度からの繰越金の一部を原資とする令和 2 年度に予定していた施設の床等の修繕を実施していなかった。これらは、所管課が年度計画書及び令和元年度の事業報告書の確認が不十分なことによ

るものである。

所管課として指定管理者から提出された、収支計画書、収支決算書の精査を十分に行い、適正な収支計画書に基づく予算執行となるよう指導や助言を行うなど、公の施設の管理に関する協定書、指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務執行となるよう改善されたい。

イ 仕様書の見直しについて（要望事項）

富士見農産物加工施設の指定管理業務仕様書において、指定管理料の対象経費の区分が、不明瞭であり、指定管理者が行った支出事務の中に、施設管理に係る消耗品及び備品を「管理費」ではなく、「事務費」の事務関連経費から支出するなど、適切な経費区分からの支出であるか疑義があるものが見受けられた。所管課として、指定管理者が適正な支出事務を行えるよう、指定管理業務仕様書を見直されたい。